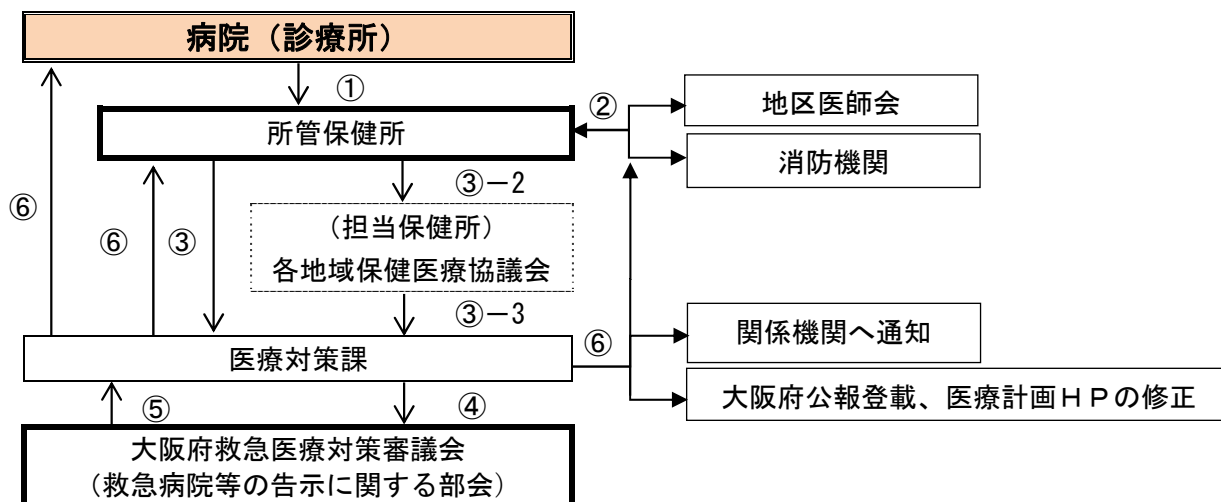


## 救急病院等に関する認定手続きについて



- ① 更新（新規申出）を行う病院等は、下記の書類に必要事項を記入し、所在地域の保健所等に提出。
  - ・救急病院等に関する〔新規・更新〕申出書
  - ・救急医療担当常勤医師の略歴書
  - ・協力医療機関同意書
  - ・病院等周辺の見取図及び救急医療施設平面図
  - ・児童虐待早期発見のための体制整備確認書及び添付資料
- ② 各保健所から、地区医師会及び消防機関に対して、意見を求め、その結果を申出書に記入。また、保健所としての意見も申出書に記入。
- ③ 各保健所から（政令市及び中核市は市を經由して）大阪府健康医療部保健医療室医療対策課（以下「医療対策課」という）に書類を提出。
  - （③-2 及び③-3 は該当する圏域のみ必要な手続き）
  - ③-2 各保健所から、各地域の保健医療協議会担当保健所へ病院等からの更新（新規）の申出を報告。
  - ③-3 各地域の保健医療協議会担当保健所は、医療圏内の各保健所への申出を取りまとめ、保健医療協議会において医療圏内の救急医療体制について検討・承認等を行い、結果を医療対策課に報告。
- ④ 医療対策課から大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）へ救急認定についての諮問。
- ⑤ 大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）において認定の可否を審議し答申。
- ⑥ 医療対策課は、審議会答申を踏まえ認定し、救急協力していただく病院（診療所）については、大阪府公報に掲載するとともに、各病院に対してその旨を通知。また、保健所、市町村、消防機関及び医師会など関係機関にも通知。大阪府ホームページ内の「大阪府保健医療計画」へ反映（医療計画への記載は次回の変更時期に一括して行う）。